

### 議事日程第3号

平成29年9月13日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の委員会付託 7件

認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

---

#### 出席議員（12名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	6番 山口政治
7番 安藤雅子	8番 柳生千明	9番 加藤保郎
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 森島嘉人	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文

環境モデル都市  
推進室長兼  
まちづくり課長  
山 田 敏 寛  
税 務 課 長  
中 村 治 彦  
保険長寿課長  
日比野 伸 二  
農 林 課 長  
可 児 英 治  
建 設 課 長  
筒 井 幹 次  
生涯学習課長  
石 原 昭 治

亜炭鉱廃坑  
対策室長  
鍵 谷 和 宏  
住民環境課長  
若 尾 宗 久  
福 祉 課 長  
高 木 雅 春  
上下水道課長  
大 鋸 敏 男  
会 計 管 理 者  
佐久間 英 明

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長  
各 務 元 規

議 会 事 務 局  
書 記  
丸 山 浩 史

### 開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いをいたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 柳生千明君、9番 加藤保郎君の2名を指名します。

---

### 議案の委員会付託

議長（山田儀雄君）

日程第2、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第7号までについて、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1番 奥村雄二君。

1番（奥村雄二君）

それでは質問させていただきます。

主要な施策に関する説明書の34ページにあります歳入調書一番下の欄、款20、項5、目5、  
節1 全国市町村総合賠償金保険金が2,170万6,000円入りまして、その下の歳出調書の一番上、  
款2、項1、目1、節22 で予防接種事故賠償保険金が同額の2,170万6,000円支払われてお  
ります。この保険金は子宮頸がんワクチンの接種による副作用の被害を受けた方に支払われる  
ものであると思いますが、全国的に見て、この被害者救済が現在どのような状況にあるのか、

国等においては現在この予防接種がどのような位置づけで考えられているのか、また今後、被害者救済がどのように行われていくのか、国等の考え方を教えていただきたいと思ひます。お願ひします。

**議長（山田儀雄君）**

福祉課長 高木雅春君。

**福祉課長（高木雅春君）**

それでは、奥村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まずは、国等において、現在この予防接種がどのように考えられているかです。あわせて御嵩町の状況も御説明いたします。

国では、平成 22 年 11 月に子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業による助成制度を設けまして、子宮頸がんワクチン接種を実施することといたしました。御嵩町でも、平成 23 年 2 月から子宮頸がんワクチン接種を予防接種法に定めのない任意接種として実施をしております。予防接種法が平成 25 年 4 月に改正されまして、このワクチン接種が予防接種法に定める定期接種として現在実施しているところでございます。国では、平成 25 年 6 月に子宮頸がんワクチンの接種の積極的な接種勧奨の一時差し控えを決定いたしまして、現在もその積極的な接種勧奨の差し控えが継続していることとなります。御嵩町では、子宮頸がんワクチンを接種された方は延べで 1,359 人になりますが、現在、積極的勧奨を差し控えていることもありまして、平成 26 年度以降に接種を希望される方はいない状態であります。

次に、全国的に見た現在の被災者救済の状況と、今後、被災者救済がどのように行われていくかの国等の考え方を教えてほしいという御質問についてですが、被災者の救済は任意接種と定期接種とは違っております。任意接種の場合は、事業主体である市町村が独自に加入する予防接種事故に関する補償保険、子宮頸がんワクチンでいいますと、全国町村総合賠償保険での対応、もしくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構の規定に基づきます救済手続をとることとなります。定期接種の場合は、事業実施者は市町村であります。予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により国の責任において全て対応されます。定期接種でも任意接種でも国が関与していることもありまして、ワクチン接種での健康被害については両制度の格差がないようにすることとされています。

また、給付の金額の差異はあるものの、医療費の自己負担の支給や障害の程度による障害年金の支給などの支給もあります。これらの救済制度の適応を受けるには所定の手続が必要でありまして、審査の上、認定された際に給付が行われることとなります。これまで定期接種に基づき国の審査にかけられた件数は 36 件となります。そのうち認定されたのが 21 件、不認定が 13 件、保留が 2 件という状況です。また、任意接種に基づく医薬品医療機器総合機構への平

成 22 年度から平成 28 年度までの審査請求件数は 569 件で、そのうち認定された件数が 415 件となっている状況でございます。以上です。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

**1 1 番（岡本隆子君）**

大きく 2 点について質問をいたします。

1 点目ですけれども、主要施策の 13 ページ、空き家等適正管理審議会委員報酬ということで 1 万 1,200 円についてお尋ねをいたします。

これは予算では 5 万 2,000 円ということで、多分 2 万 6,000 円掛ける 2 回分だと思うんですけども、1 回しか今回開催されていませんが、その理由をお聞かせください。

それから、1 万 1,200 円というのは会長 1 名分と委員 2 名分ということなんですけれども、この審議会の定員は 7 人ということで、報酬を伴わない委員もいらっしゃると思うんですが、予算分は 3 名なんです、委員は何人出席しているのかということ。それから、審議内容についてはどのような内容であったか。

といいますのは、去年の決算認定のときにも同じ質問をしたんですけども、そのときの答弁では、9 件特定空き家が認定されていて、4 件壊しているということで、あと解体に向けて動いているという説明だったと思うんですけども、特に中山道みたけ館前の空き家と御嵩公民館前の空き家については、今どのような状況になっているのかという点について教えてください。これが 1 点目です。

それからもう一点は、願興寺境内の西のところにある元観光協会があった建物なんですけれども、みたけ茶屋の方が茶店を開いていらっしゃったんですが、ここの家賃収入は幾らで、これはどこに記載があるのか教えてください。

それから、そのみたけ茶屋なんですけれども、この 7 月までで撤収されて今はあいているというふうに聞いていますけれども、その後の公募については今していないようなんですけれども、その活用について今後どう考えていくのかということで、大きく 2 点について教えてください。

**議長（山田儀雄君）**

総務防災課長 須田和男君。

**総務防災課長（須田和男君）**

それでは、岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家審議会の報酬の件でございますが、3 名分、28 年度は執行しております。この審議

会は御指摘のとおり7名で構成しておりまして、昨年度も御答弁いたしました。住民代表、弁護士、建築士、防災士、警察署、可茂消防といった構成ですが、当然公務員の方、警察関係、消防署関係の方は報酬の受け取りを辞退しておりますので、その分はなしということと、あと今回、28年度につきましては、1名防災士の方が都合で欠席をされましたので、審議会の委員さんにお支払いした報酬としましてはここに書いてあるとおり、会長とその他の委員さんの2名、弁護士と建築士さんでございますが、その3名分としております。

あと予算につきまして2回分計上しておるところでございますが、28年度は1回の開催にとどまりました。11月に開催をしておりますが、次の御質問にも入りますが、内容としましてはそのとき、28年度の特定期空家に対する町の対応の御説明と、あと3つ目の御質問にも関連しますが、みたけ館前の空家等を含めた2件について、指導から勧告に移りたいというような内容で、委員の皆様にご相談をさせていただきまして御意見を伺ったところ、2件とも登記簿上の所有者の方は亡くなってきて、相続の手続きはされていないということで、所有者が特定できていない状況であることもありまして、非常に慎重な対応が必要であろうというような御意見をいただきました。そういった中で、そのとき、11月の審議会では勧告までの答申はいただけませんでしたが、引き続き所有者等の調査をして、誰に勧告をするのかということをもまず特定しないと法的にいろんな問題が出てきますよというような御意見をいただきましたので、その調査を進めることとしました。したがって、28年度はその11月の1回の開催のみということになりました。

それから、みたけ館前の空家の件ですが、6月定例会で高山議員のほうからも御質問をいただいたところがございます。このときの総務部長の答弁としましては、権利関係が複雑なため、顧問弁護士と相談の上解決する手法を見出していきますので少しお時間をいただきたいというような内容の答弁をさせていただいております。このとおりでございますが、非常に危険な状態ということは重々承知しておりますが、先ほど申しましたように権利関係を、今本当に調査をさせていただいております。

昨年11月の審議会以降、裁判所へのお問い合わせであるとか所有者との接触、何とか接触できましたので、所有者の一人の方と接触できましたので、その方を通じて今調査をして相続等のどうやってしていこうというようなことも相談をしておる状況でございます。また、弁護士さんとの相談も継続しておりますが、今まさにその所有者さんと打ち合わせをしておるところです。

また、部長の答弁の中にもありましたが、建物と土地と所有者が違うというようなこともありますが、その土地の所有者さんとも、遠方にお住まいですので、なかなかこちらへお見えになることはないんですが、何とかこの夏に接触、面会ができましたのでいろいろ長時間お話を

させていただいて、所有者さんとしても御協力いただけないかというようなこともお願いはしてまいりましたが、なかなかそういった明快な進行を見出せる状況にはまだなっていないというような状況でございます。

いずれにしましても、非常に特定空き家につきましては何とかしなければならないという意識は持っておりますので、今の事案を含めその他の空き家につきましても、引き続き所有者等の調査であるとか接触は継続して何とか対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。

なお現在、平成 27 年に 9 件特定空き家として指定しておりますが、今日現在 3 件の取り壊しが完了しておるということで、あと残り 6 件のうち 4 件が指導という段階、それから 2 件が助言という段階でございます。

それから、特定空き家に指定してはませんが、行く行く特定空き家になりかねないような建物が 6 件、町民さんからの御意見もありましたが、6 件について、対応について文書等を発送しました。そのうち 1 件については応じていただけまして、解体に至っておるというような状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

環境モデル都市推進室長 山田敏寛君。

#### 環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

それでは、旧御嵩町観光休憩所の御質問につきまして御答弁させていただきます。

幾らでどこに記載があるかということでございますが、決算書の 31 ページをごらんください。一番下の行であります。款 16 財産収入、項 01 財産運用収入、目 01 財産貸付収入、節 01 普通財産貸付収入（現年度分）に年額としまして 6 万 2,800 円含まれております。この金額につきましては、公有財産貸付料算定要領により算定したものでございます。

あと議員おっしゃるとおり、貸し主の団体とは本年 7 月 31 日をもって契約満了・終了となったところでございます。

今後でございますが、今の観光計画の推進の中で、この施設のより有効な活用を現在検討しているところであります。以上でございます。

#### 議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

#### 10 番（大沢まり子君）

主要な施策の中の 23 ページに賦課徴収について載っておりますけれども、クレジットの不

利用状況のところについてお伺いしたいと思います。

本格的に 28 年度から導入された形になっておりますが、利用率がかなり低いかなと思ったんですけども、税務課としてどれくらいをめどにしてみえたのか、利用率がこれぐらいのかなというふうに最初から思ってみえたのか、ちょっと低いと思ってみえるのか、その辺のところの目標に対する達成率についてお伺いしたいということと、今後このクレジットカード収納というのを、ほかの施設利用料とか水道料金とかというふうに、ほかのほうにも活用範囲を拡大していきたいということを町長、所信表明の中で述べられておりますけれども、拡大について手数料というのが結構 58 万 3,200 円、税金のほうの手数料がかかっているんですけど、かなりクレジットカードというのは手数料がかかるようなイメージがあるんですけども、そういったことに関しまして、またこういうことを利用拡大するに当たって、また手数料も多くなるのではないかなという思いがあるんですが、この点についてどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

**議長（山田儀雄君）**

税務課長 中村治彦君。

**税務課長（中村治彦君）**

今の大沢議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

クレジットカード納付につきましては、今御指摘もありましたように、平成 28 年度から新たに納税者に対しての利便拡大のために導入をいたしております。インターネットを介して納税していただく仕組みでございまして、本町では住民税、固定資産税、軽自動車税の 3 税が今利用可能となっている状況でございます。

導入初年度につきましては、今御指摘ございましたように、3 税合わせて 116 件の利用件数がございます、納付金額全体で申し上げますと 192 万 4,000 円、3 納税額で申し上げますと、税額ベースで申し上げますと、0.1%ほどの比率となっております。

御指摘のとおり、クレジットカード納付に係る町負担の手数料は 58 万 3,000 円ほどとなっております、費用対効果につきましては若干の成果はあるかなというふうに思っておりますが、あくまでも利便拡大ということで納税者の方の納税の手段をふやすことが最大の目的でございます。

費用対効果の面でもう一点申し上げますと、平成 27 年度にこのクレジットカード収納に当たります収納プログラムを開発するに当たりましては、当時、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生型の交付金を 10 分の 10 利用させていただきまして 194 万 8,000 円ほどのイニシャルコストにつきましては町税負担なく行っておりますので、その部分で御理解いただきたいと思っております。

また、これにつきまして県内見てみますと、クレジット納付を行っているところは、この3税は御嵩町を含めて5市町、軽自動車税は本町含めて8市町がやっている状況で、岐阜県が自動車税をとり行っているという状況でございます。

冒頭に申し上げましたように、あくまでも納税者の利便拡大ということを目的としておりますので、これが今低いという状況ではありますけれども、今年度以降クレジット納付につきましては推進していきたいと思っておりますし、手数料につきましては利用者さんの御負担があるということで、先ほどの58万円という手数料につきましては、町としてはこれがふえても、利用手数料はふえることはございません。納税される方の負担となっておるところでございます。

以上で、クレジット納付に関しては答弁をさせていただきます。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤信治君。

**2番（安藤信治君）**

決算書の97ページ、主要な施策に関する説明書が47ページですが、47ページの歳出の欄、10の4の5の19御嵩町祭礼補助金50万円についてですが、これは平成29年度予算にも計上されております。いよいよ薬師の本堂の改修が始まるわけですが、それに伴いまして、あそこの境内で毎年4月に開催される薬師祭礼の件についてなんですが、その下に西側に建てられるやぐらなんかの柱が縁の下というんですかね、あそこに入れてあるんですけど、取り壊しにかかれば当然撤去なり、どこかに保管しないかというような心配があるわけですが、保存会のほうの方もちょっとその辺を心配されておられる方がありました。

そういったことと、それから工事のスケジュール等もございまして、薬師の祭礼が29年、来年の3月ですか、4月ですか、それは予算計上もされておりますのでやられると思いますが、それ以降どのような形でやっていかれるのか、ちょっとまだその辺が不明な点がありますし、保存会の方も多分心配してみえると思います。その点について、今後どのように資材の保管場所とか薬師の祭礼そのものをどのようにやっていくかということ、話し合いが今現在進んでいるかどうかということをお聞きしたいと思います。

**議長（山田儀雄君）**

生涯学習課長 石原昭治君。

**生涯学習課長（石原昭治君）**

それでは、安藤議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

願興寺の本堂修理事業につきましては、本年度より設計工事のほうを始めていく予定でございます。年度末に工事の支障に当たります樹木の伐採のほうも予定しております。来年4月の薬師祭礼につきましては、通常どおり行われるような状況で進めております。

来年度以降の薬師祭礼、今後どのようにしていくかということに関しまして、保存会の方々とまだ具体的なお話のほうはしておりませんが、今後、願興寺本堂の修理につきまして具体的な薬師祭礼のやり方については協議のほうを進めていく予定であります。

また、本堂の下になりますやぐらの部品など、こちらに関しましても本年度の願興寺本堂修理にあわせた設計のほうを行っていく予定でありますので、設計段階のほうから保管場所につきましても薬師祭礼の保存会の皆様と協議しながら検討していく予定でございますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

**議長（山田儀雄君）**

2番 安藤信治君。

**2番（安藤信治君）**

ありがとうございます。

来年の3月は確実に薬師の祭礼が行われるということですが、それが終わりますとすぐ資材の片づけ等問題がありますので、なるべく早い時期に保存会の方々と相談されて、よい方法を考えていただくようによろしくお願いいたしますと思います。以上です。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、認定第1号につきましては総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

次に、認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

1番 奥村雄二君。

**1番（奥村雄二君）**

主要な施策の56ページ、決算書でいうと134ページ、款8、項1、目2、節19 特定健康診断の件なんですけれども、きのうの一般質問の中で民生部長のほうから県内の受診率等の数字も教えていたいたんですけれども、やっぱり全体的に低い傾向にあると思われま。この次に出てくる後期高齢者の部分の口腔健診とかすこやか健診にも関係してくるわけなんですけれども、今後の成人病の予防、早期発見、さらには医療費の抑制の観点から、やはり受診率を向上させないといけないと思います。そのことについて、実務の担当者からどのような施策を考えておられるかお聞きしたいと思います。

**議長（山田儀雄君）**

保険長寿課長 日比野伸二君。

**保険長寿課長（日比野伸二君）**

ただいまの奥村議員の質問にお答えいたします。

きのうの中で民生部長のほうからお話もありましたが、特定健診の御嵩町の立ち位置でございますが、最新の速報値でいきますと県内順位は30位、ちなみに岐阜県が全国で19位でございます。また、類似規模団体というところで、同じシステムを使っておる全国の市町村で127町村ございますが、その中でも100位ということで、これは決して高い位置ではないのかなというふうに認識しております。

また、受診率につきましては、第2期の特定健診等の実施計画の中では、平成28年度の目標を受診率55%というふうに設定しておりますので、33.8%という数字は満足できる結果ではないということが素直に言えると思います。また、今後奥村議員の言われますように病気の予防、早期発見、早期治療、さらには医療費の抑制のために特定健診を受診するということは非常に重要であると考えております。今後、受診率の向上のために今年度より始めております電話勧奨事業、また昨日、民生部長のほうからお話のありました健康マイレージ事業などを取り込んだ上で、当方の知恵を絞った上で何とか受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。以上です。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤信治君。

**2番（安藤信治君）**

主要施策の 54 ページの一番上の欄の不納欠損の状況というところなんですが、これは国民健康保険税の不納欠損なんですが、法定期限後 5 年経過による消滅時効、地方税法 18 条第 1 項ということで、全て 136 人、676 万 1,590 円が時効によって消滅したということで処理されて、不納欠損処理とされています。この中で、監査委員の意見書の中にありました不納欠損についてのコメントといますか、意見がありました。その中に受益と負担の公平性の観点から、そこに至るまでに一層の厳格な収納事務をやってほしいというような記述がありました。そこに至るまでというのは、恐らく時効消滅という制度があるんですけど、時効を阻止する、とめる方策というのがこの監査委員の言われる、そこまでに至るまでの一層な厳格な収納事務ということで私は解釈しております。これは後ほど出てくる介護保険の問題も一緒ですので、同じように答えていただいても結構ですけど、ただ単に何も措置をせずに、時間がたったら、5 年たったら時効消滅だということは多分やっておられないと思うんですが、その辺がただ単にこの書類だけを見ますと、時効消滅と単に書いてあるんですけど、いろいろ苦勞されているか、ちょっと伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

**議長（山田儀雄君）**

保険長寿課長 日比野伸二君。

**保険長寿課長（日比野伸二君）**

ただいまの安藤信治議員の質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の 28 年度の不納欠損につきましては、資料のとおり 136 件ございます。国税税に関しては 5 年の時効消滅となっております。そもそも国民健康保険につきましては、被保険者が相互に負担しながら支え合っていく保険制度であります。ほとんどの被保険者の方々が納期限を守って納付していただいている中で、私どもといたしましても何とか公平性を保っていかなければいけないと考えております。そのために、督促、催告を行い、また納税相談を通じて一部納付や債務承認等を行うことにより、時効の中断に努めております。また、財産調査等を行った上で、払えるのに払わない方に対しては差し押さえ等の措置も行っております。

今後とも被保険者間の公平性を保つために取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

次に、認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

次に、認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

次に、認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

次に、認定第6号 平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託する

ことに決定をしました。

---

**議長（山田儀雄君）**

次に、認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第7号につきましては総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**散会の宣告**

**議長（山田儀雄君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、9月15日に民生文教常任委員会、20日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いをいたします。

次の本会議は9月26日午前9時より開会しますのでよろしくをお願いをいたします。

これにて散会といたします。御苦労さまでした。

午前9時41分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長           山    田    儀    雄

署 名 議 員           柳    生    千    明

署 名 議 員           加    藤    保    郎